

連合会と中央会を結ぶ

FAX 旬報

令和4年2月7日 No676号

< 随時発行 >

全国小売酒販組合中央会

Tel 03-3714-0172

Fax 050-3730-1064

Mail chuokai@ajlma.jp

※速報版のため事後修正の可能性あり

基準改正に向けたパブリックコメントの 提出について

現在「酒類の公正な取引に関する基準（以下、基準）」及び「酒類の公正な取引のための指針（以下、指針）」等の一部改正案に対するパブリックコメント（意見公募）が行われています。

パブリックコメントとは

国が法律や通達等を定めようとする際に、事前に国民から意見を聞き、その意見を考慮することにより行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることを目的とするもので、文書やウェブを通じて、誰でも意見を言うことができる制度です。

新基準については、平成29年6月の基準後に明らかになった問題点の改善が期待されますが、調査人員の確保等その実効性の確保が不可欠です。中央会ではパブリックコメントを通じ「基準や指針の厳格運用のための調査人員の確保」を国へ提出しました。

中央会が提出したパブリックコメントを参考に、連合会、小売酒販組合、組合員（個人）において1件でも多くのパブリックコメントをご提出いただきますようお願いいたします。

令和4年2月20日（日）必着となります。意見提出はお早めをお願いいたします。

提出方法は以下の通りです。

●ウェブ

- ① e-Gov へアクセス

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

- ② 「酒類の公正な取引に関する基準」、「酒類の公正な取引に関する基準の取扱いについて(法令解釈通達)」及び「酒類に関する公正な取引のための指針」の一部改正（案）に対する意見公募手続の実施についてをクリック
- ③ 意見募集要領を確認し、「意見入力へ」をクリック
- ④ 提出意見欄に意見を入力

●FAX

提出意見、郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入の上、下記送付先へFAXしてください。

(送付先 FAX) 03-3593-0406

●郵送

提出意見、郵便番号、住所、氏名、電話番号を記入の上、下記送付先へお送りください。

(送付先) 〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1
国税庁 課税部酒税課 団体企業係 御中

★基準改正案、通達改正案、指針改正案は、以下サイトにてご確認ください。
e-Gov (<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>)

《これまでの経緯》

中央会は行政へ、政治連盟は議連や各党ヒアリングを通じ、平成29年6月の基準施行後に明らかになった問題点を改善する新基準の策定を求めてきました。

我々の強い要望もあり、今般の行政から示された新基準案は、リベートと販管費配賦方法が明確化され、これまで問題となっていた認識の相違による値引きや、販管費を低く抑えるための恣意的な計算方法の改善が図られることが期待されます。

しかし、全国約19万場の酒類業者全体をカバーするには、調査を行う人員の確保が不可欠であり、行政による新基準の運用・執行状況が市場問題の改善を左右することになります。その点を危惧し、各方面の要望を行っていますが、確約はされていない状況です。

※新基準案の詳細及び酒政連の要望については、令和3年12月20日送付の「酒政連だより」をご参照ください。）

意見書

令和4年2月7日

国税庁 課税部酒税課 団体企業係 御中

〒153-8640

東京都目黒区中目黒2丁目1番27号

全国小売酒組合中央会

03-3714-0172

chuokai@ajlma.jp

「酒類に関する公正な取引のための指針」及び「酒類の公正な取引に関する基準」一部改正（案）に関し、以下のとおり意見を提出します。

意見

一、酒類業者全体の規模に応じた「調査人員の確保」等体制の構築を求めます。

平成29年6月基準施行後、我々は基準の厳格運用を要望してきました。その都度、行政からは「マンパワーの限界」との回答があり、生販併せて全国約18万8000場の規模に応じた運用はなされていない、との認識は共有されているものと思います。

今般示された基準等改正案は、リベートと販管費配賦方法が明確化され、これまで問題となっていた認識の相違による値引きや、販管費を低く抑えるための恣意的な計算方法の改善が図られることが期待されます。

しかし、従前より課題となっていた「調査人員の確保」がなされなければ、基準の改正による市場環境の是正はかないません。

特に酒類の価格は、国民の健康や安全に直結する問題であり、基準が重要な役割を担っていることは明らかです。立法の趣旨に鑑みた厳格運用のため、酒類業界の規模に応じた行政人員の確保、拡充等、実効性を担保するための体制の構築をお願い申し上げます。

一、〈指針〉の「著しく累進的なりベート」についての規定を〈基準〉に明記いただくよう求めます。

指針一部改正（案）において「取引先の販売価格についての制限が行われるもの、支払基準が著しく累進的であり取引先の公正な取扱いとならないものが市場における有力な事業者のみ供与される場合には、その周辺酒類業者の対抗廉売を引き起こし、過度な価格競争を引き起こすことも懸念される。」ことが追加されました。

酒類小売業界において、対抗廉売や過度な価格競争は、まさに市場における有力な事業者のみに供与される「支払基準が著しく累進的かつ取引先の公正な取扱いとならないリベート」が原資となり引き起こされるもので、この一文の重要性は非常に大きいものと考えます。長年に渡り過度な価格競争に晒されている酒類小売業界、酒販店の現状を正常化するため、指針ではなく罰則規定があり、より強制力の強い基準へ当該一文を明記し、厳格運用がなされることを強く要望いたします。

以上